

Tax

Issue P370 – 2023 年 1 月 13 日

日本語翻訳版

Tax Analysis

租税関係の立法化——増値税法 (草案)に関する概要分析

Authors:

Charles Gong

Partner

Tel: +86 10 8520 7527

Email: charlesgong@deloitte.com.cn

Xiying Gao

Senior Manager

Tel: +86 22 2320 6647

Email: xygao@deloitte.com.cn

2022 年 12 月 27 日、第 13 期全国人民代表大会常務委員会の第 38 回会議で「中華人民共和国増値税法（草案）」（以下、「草案」）の初審議が行われた。審議通過後、「草案」は同 12 月 30 日に公表され、30 日間を期限とするパブリックコメントの公募手続が進められた¹。「草案」は計 6 章 36 条あり、増値税の各基本要素についての規定が綴り込まれている。具体的な内容面では、財政部、国家税務総局が 3 年前に公表した「中華人民共和国増値税法（意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」）²と比べて、「草案」は実質的な修正が少なく、概ね従来の税制の一貫した移行となった。すなわち、税制の枠組みや税負担の水準をほぼ現状維持したうえ、現行の「増値税暫定条例」と関連政策・規定を立法化することとした。

「草案」に対する審議やパブリックコメントは、増値税の立法化における大きな進展である。租税関係の立法化に関する経験から見れば、増値税法は早ければ 2023 年にも全国人民代表大会の 2 次審議、3 次審議を通過する可能性があり、そして、正式に公布された後、即施行も考えられる。

今回の Tax Analysis では、「意見募集稿」や増値税の現行政策に対する「草案」の幾つか重要な調整内容に目を向けながら、業界で話題となったトピックスを踏まえ、「草案」について簡潔に説明・分析する。

課税取引

「意見募集稿」における「金融商品」という課税取引分類の削除

「草案」では、以下の通り規定されている。

¹ 「草案」全文の閲覧は、以下の URL リンクを参照されたい。 <http://www.npc.gov.cn/flcaw/userIndex.html?lid=ff808181842c261c018561423bfd00cf>

² 更なる内容の閲覧は、デロイトの「意見募集稿」についての Tax Analysis を参照されたい。

<https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/cn/Documents/tax/ta-2019/deloitte-cn-tax-tap3052019-zh-191202.pdf>

「第1条 中華人民共和国国内（以下、中国国内）で、物品・サービス・無形資産・不動産の販売（以下、課税取引）及び物品の輸入を行う組織単位及び個人は、増値税の納税者として本法の規定に基づき増値税を納付しなければならない。

物品・サービス・無形資産・不動産の販売とは、物品・不動産の所有権の有償譲渡、サービスの有償提供、無形資産の所有権または使用権の有償譲渡をいう。」

「草案」では、増値税課税取引の分類は、物品・サービス・無形資産・不動産の4種類とされている。そのうち、

- 「意見募集稿」と同じく、「草案」では、現行法規の「加工・修理・組立修理役務」は「サービス」に統合され、かつサービスの性質に基づき集計される。
- 一方、「意見募集稿」との相違点として、「草案」では、「金融商品」という分類は削除された。ただし、これにより金融商品の販売が、増値税課税取引の範囲から除外されたわけではない。「草案」のその他の条項を踏まえると、金融商品の販売はほかの課税取引分類（例えば、サービスの販売）に統合されたと考えられる。

納税者と源泉徴収義務者

「意見募集稿」の納税者の定義で導入された「課税最低限」という概念の削除

「意見募集稿」第5条では、「課税最低限」という概念が納税者の定義に導入され（すなわち、「中国国内で増値税課税取引を行い、かつ売上高が増値税の課税最低限に達する組織単位及び個人」のみが増値税の納税者となる）、その金額（増値税の課税最低限）は1四半期につき30万人民币元とされる。一方、「草案」では、納税者の定義に前述の「課税最低限」という概念が削除され、売上高の多少にかかわらず、中国国内で増値税課税取引を行う者であれば、増値税の納税者と認定される。その定義方式は現行法規と一致している。

また、現行法規と同様に、「草案」では、租税優遇の章に「課税最低限」が1つの条項として設置されている。すなわち、売上高が国务院の定めた増値税の課税最低限に達していない納税者は、増値税の免税対象とされる。現時点の政策・規定に準拠すれば、月次売上高が10万人民币元に達していない小規模納税者は増値税の免税対象となるが、増値税法実施後、その基準が新たな「課税最低限」となるか否かは、まだ不透明である。ただし、今後、実際に増値税の納付を義務付けられる納税者の対象範囲には、大きな変更はないと想定される。

現行法規の源泉徴収義務における「中国国内の代理人」についての規定の削除

「草案」では、以下の通り規定されている。

「第10条 国务院の財政、税務所轄部門による別途規定を除き、中国国外の組織単位及び個人が中国国内で課税取引を行う場合、購入側を源泉徴収義務者とする。...」

増値税の源泉徴収義務者に関する規定は、主に中国国外の組織単位及び個人に対する増値税の徴収管理のために設けられている。中国国外の組織単位及び個人が中国国内で課税取引を行った場合、現行の「増値税暫定条例」では、当該

For more information, please contact:

Tax and Business Advisory
Indirect Tax
National Leader

Lily Li
Partner
Tel: +86 21 6141 1099
Email: lilyxcli@deloitte.com.cn

National Deputy Leader

Shu Tian
Partner
Tel: +86 10 8534 2338
Email: shutian@deloitte.com.cn

Northern China

Yi Zhou
Partner
Tel: +86 10 8520 7512
Email: jchow@deloitte.com.cn

Eastern China

Liqun Gao
Partner
Tel: +86 21 6141 1053
Email: ligao@deloitte.com.cn

Southern China

Janet Zhang
Partner
Tel: +86 20 2831 1212
Email: jazhang@deloitte.com.cn

Western China

Frank Tang
Partner
Tel: +86 23 8823 1208
Email: ftang@deloitte.com.cn

組織単位及び個人が中国国内に経営機構を設けていないときは、その中国国内の代理人を源泉徴収義務者とするが、代理人がいなければ、購入側を源泉徴収義務者すると規定されている。「草案」では、「意見募集稿」と同じく、前述の「中国国内の代理人」についての規定は削除され、通常、購入側を源泉徴収義務者とする旨が記載されている。これにより、源泉徴収義務者の判定ルールが簡素化され、源泉徴収義務の明確化と実施に資することが期待される。

また、「草案」では、機構所在地または居住地が中国国外にある源泉徴収義務者の納税地についての規定も新たに追加された。すなわち、源泉徴収された増値税について、源泉徴収義務者は通常、その機構所在地または居住地で申告・納付をしなければならないが、その機構所在地または居住地が中国国外にある場合、当該源泉徴収義務者は課税取引の発生地で申告・納付するものとする。その規定からみれば、源泉徴収義務者である購入側は中国国内の事業体に限定されないと考えられる。

課税範囲

現行法規における「中国国内で行われる」についての判定ルールの調整

「草案」では、以下の通り規定されている。

「第3条 中国国内で行われる課税取引とは以下のものをいう。

…

(二) 本条第三項、第四項に別途規定がなければ、サービス・無形資産を販売する取引の場合、サービス・無形資産が中国国内で消費され、または販売側が中国国内の組織単位及び個人であること。

(三) 不動産を販売もしくはリースする取引、または自然資源の使用権を譲渡する取引の場合、不動産・自然資源の所在地が中国国内にあること。

(四) 金融商品を販売する取引の場合、金融商品が中国国内で発行され、または販売側が中国国内の組織単位及び個人であること。」

1つの課税取引が中国国内で行われるか否かの判定は、増値税の納税義務が生じるか否かを分析するための必要条件である。サービス・無形資産を販売する取引が中国国内で行われるか否かを判定する場合、「草案」では、前回の「意見募集稿」における「中国国内で消費される」という点の規定がそのまま踏襲されている。ただし、主に販売側または購入側の所在地を判断基準とする現行政策と違い、「草案」と「意見募集稿」では、従来の購入側の所在地に代わり、サービスまたは無形資産の消費地を判断基準とする動きがみられる。実際の経済活動において、サービス・無形資産はその種類によって消費実態も異なるため、サービスまたは無形資産が「中国国内で消費される」ものか否かを判定するには、今後、更なる具体ルールの追加と整備が必要である。

現行法規における「みなし販売」ルールの簡素化

「草案」では、以下の通り規定されている。

「第4条 下記に該当する場合、課税取引と見なし、本法の規定に基づき増値税を納付しなければならない。

(一) 組織単位及び自営業者が自ら生産したまたは委託加工した物品を集团福利厚生または個人消費に用いる取引

(二) 組織単位及び自営業者が無償で物品を贈与する取引

(三) 組織単位及び個人が無償で無形資産、不動産または金融商品を贈与する取引

(四) 国务院の財政、税務所轄部門が規定するその他取引」

上述の規定は、現行法規における増値税の「みなし販売」ルールを踏襲したものである。「草案」では、「意見募集稿」と同様に、「みなし販売」ルールは大幅に簡素化されている。現行法規で、「みなし販売」として処理すべき行為、例えば、物品の販売代行、非独立採算制の分支機構の本部機構との間における販売目的の地域を跨ぐ物品移送、物品を投資または株主への配分に用いる行為など、そして実務上、争議の中心となったサービスの無償提供行為はいずれも、「草案」の「みなし課税取引」の対象に列挙されていない。

また、「みなし課税取引」に該当する物品・無形資産・不動産・金融商品の贈与について、「意見募集稿」では、「公共事業に用いられるものを除く」という適用除外規定があるが、今回公表された「草案」では、当該適用除外規定は削

除された。文字通りに考えれば、当該削除により、今後、公共事業のために用いられる物品・無形資産・不動産・金融商品の贈与も「みなし課税取引」として処理する必要があると想定される。

「意見募集稿」における「非課税取引」の対象範囲からの「別途規定」の削除

「草案」では、以下の通り規定されている。

「第5条 下記のもは課税取引に該当せず、増徴税を徴収しない。」

- (一) 従業員が雇用企業または雇用者に提供した「賃金・給与を取得するためのサービス」
- (二) 徴収した行政事務に関する費用、政府運用資金
- (三) 法律法規により、取得した土地収用のための補償
- (四) 取得した預金金利

「非課税取引」について、「意見募集稿」に列挙されていた「国務院の財政、税務所轄部門による別途規定」が「草案」から削除されたことから、非課税取引の判定に関する権限の集中化が見受けられる。

税率と徴収率

現行法規における3段階税率構造の踏襲

「草案」では、「意見募集稿」と現行法規で定めた3段階税率構造（13%・9%・6%）と3%の徴収率は踏襲されている。

現在の「増徴税改革（営業税から増徴税へ）」の関連規定によれば、条件を満たす不動産の販売、または条件を満たす不動産のオペレーティングリース・サービスの提供を行う場合、5%の徴収率の適用が選択可能である。増徴税法が実施された後でも、前述の5%の徴収率は「意見募集稿」における経過措置である5年間の適用延長が可能であるという観点もあったが、今回公表された「草案」では、5%の徴収率は言及されず、経過措置についての規定も見当たらなかった。したがって、増徴税法発効・実施後、5%の徴収率の関連規定が引き続き適用できるか否かについては不明である。

納付すべき税額

現行法規における「売上高」の定義の調整

「草案」では、以下の通り規定されている。

「第12条 売上高とは、納税者が課税取引を行う際に取得した代金であり、全ての貨幣または非貨幣形式の経済的利益を含むが、一般課税方式に基づき計算された売上税額と簡易課税方式に基づき計算された納付すべき税額は含まれない。特殊な状況において、差額方式（収入から一定の控除項目を減算する方式）で売上高を計算することもできる。」

「草案」と「意見募集稿」において、「売上高」の定義はほぼ同じである。ただし、「草案」の条項では、「対価」という文言は「代金」に調整された。現行法規と比べて、「草案」と「意見募集稿」では、取引モデルの複雑化という現状をより良く反映するため、「売上高」の定義に関して取引の実質に対する考察がより重要視されている。複雑な取引アレンジメントにおいて、納税者の取得した経済的利益と課税取引との関係性を如何に把握するか、それによってそれらの経済的利益を売上高に算入する必要があるかの判断、そして、非貨幣形式の経済的利益を如何に測定すべきかなどについて、一定のチャレンジが存在することが懸念される。

現行法規におけるみなし販売行為の売上高の確定ルールの調整

「草案」では、以下の通り規定されている。

「第14条 本法第4条にいうみなし課税取引及び売上高が非貨幣形式である取引がある場合、納税者は市場価格に基づき売上高を確定する。」

現行法規では、通常、同種取引の直近の平均販売価格、または課税標準構成価格に基づきみなし販売（「草案」におけるみなし課税取引）行為の売上高を確定するよう規定されているが、「意見募集稿」では、「市場の公正価格に基づき売上高を確定する」と変更され、今回の「草案」では、さらに、「市場の公正価格」は「市場価格」と改正された。この規定は、企業所得税法と企業会計基準における「公正価値」に類似しており、増値税政策に関わる国際慣習法にもほぼ一致するが、租税徴収管理上、課税取引の「市場価格」をいかに確定するかは議論となっており、具体的なルールは更なる明確化が待たれる。

増値税未控除仕入税額還付政策の明確化

「草案」では、以下の通り規定されている。

「第 16 条 当期の仕入税額が売上税額を上回る差額は、次期に繰り越されて控除される、または還付することができる。具体的な方法は、国務院の財政、税務所轄部門が定める。」

中国では、増値税未控除仕入税額還付政策が既に確立され、かつ普及している。特に租税公課の低減を背景に、2022 年において、増値税未控除仕入税額還付政策に係る対象業界の拡大及び普及速度の向上は、中国工業経済の安定した発展、及び小規模・零細企業における経営難への対応に大きく寄与した。「草案」は「意見募集稿」の方法を踏襲し、増値税未控除仕入税額の還付を上位法に明確に規定し、増値税未控除仕入税額還付政策の改善及び整備に対して積極的な役割を果たしている。

「意見募集稿」における「控除してはならない仕入税額」に関する規定の調整

「草案」では、以下の通り規定されている。

「第 17 条 納税者の以下の仕入税額は売上税額から控除してはならない。」

- (一) 簡易課税方式を適用する課税対象項目に係る仕入税額
- (二) 増値税免税項目に係る仕入税額
- (三) 非正常損失に係る仕入税額
- (四) 集団福利・個人消費に用いられる物品・サービス・無形資産・不動産の購入に係る仕入税額
- (五) 直接消費に用いられる飲食サービス・大衆日常サービス・娯楽サービスの購入に係る仕入税額
- (六) 国務院の財政、税務所轄部門の規定するその他の仕入税額

「意見募集稿」や現行法規と比べると、「草案」は「控除してはならない仕入税額」に対して主に以下の調整を行った。

- 「意見募集稿」は現行法規を踏襲し、簡易課税方式を適用する課税対象項目、増値税免税項目、集団福利・個人消費に用いられる固定資産・無形資産・不動産の購入については、関連資産が上記項目にのみ用いられた場合に限って、その資産に係る仕入税額は売上税額から控除してはならないと規定しているが、「草案」では、「上記項目にのみ用いられる」との制限条件が削除された。これを受け、もし、固定資産や無形資産、不動産が上記項目とその他の増値税課税項目の両方に用いられた場合、納税者は、「上記項目で発生している控除してはならない仕入税額」を計算するため、関連資産の仕入税額を上記項目及びその他の項目に適切に配分しなければならないかという疑問が生じる。配分する必要がある場合、納税者に求められる増値税計算はより一層複雑になる。
- 貸付金利の支払に係る仕入税額控除の可否は業界共通の関心事となっている。今回、「草案」では、「意見募集稿」と現行法規における、「貸付サービスの購入に係る仕入税額は控除してはならない」との制限条件が削除された。これは、最も積極的な意義のある調整として注目され、仕入税額控除の範囲をさらに拡大し、実体経済の資金調達コストの押し下げに寄与することが期待される。
- 「意見募集稿」では、現行の「飲食サービス・大衆日常サービス・娯楽サービスの購入」に対して、「直接消費に用いられる」との制限条件を追加したが、「草案」もそれを踏襲している。課税取引を行うために上述のサービスを購入するケース（例えば、販売のために購入する）では、この調整は仕入税額控除上、納税者の便宜を考慮し、「飲食サービス・大衆日常サービス・娯楽サービスの購入」と見なされることで仕入税額控除が適用不可となる状況を避けることができる。

混合販売の取り扱いに関する規定の更なる明確化

「草案」では、以下の通り規定されている。

「第 20 条 納税者による 1 つの課税取引が複数の税率または徴収率に関わる場合、課税取引の主要課税行為に適用される税率または徴収率を適用する。」

実務において、1 つの課税取引に複数種類の課税行為が内包されており、かつそれらの課税行為にそれぞれ異なる税率または徴収率が適用される可能性がある（注：このような課税取引を「混合販売」と総称する）。「草案」及び「意見募集稿」では、混合販売に適用される税率または徴収率は、「主要課税行為の税率に準拠する」と定められている。しかし、納税者が日常的に従事する業務の観点から主要課税行為を考察するか、対象の混合販売に限定して主要課税行為を考察するか、「意見募集稿」では、「主要課税行為の税率に準拠すること」をどう捉えるべきかについては明確にされていなかった。それについて、「草案」では、「課税取引の主要課税行為」に基づき税率または徴収率を確定・適用する（即ち、企業が日常的に従事する業務ではなく、個々の課税取引の視点から分析を行う）よう定められた。ただし、課税取引の主要課税行為の判断が複雑になるケースも実務上想定されるため、追ってより具体的なガイドラインが公布されることが期待される。

課税期間

課税期間に関する規定の更なる簡素化

「草案」では、以下の通り規定されている。

「第 28 条 増値税の課税期間は、10 日、15 日、1 カ月または四半期とする。…」

「意見募集稿」では、「1 日・3 日・5 日」の課税期間が削除され、「半年」の課税期間が追加されたが、課税期間を半年とする規定は、一般課税方式で納税する納税者には適用しない。一方、「草案」では、「半年」の課税期間が削除された。

徴収管理

電子発票に関する規定の追加

「草案」では、以下の通り規定されている。

「第 32 条 納税者は法により増値税発票を発行・使用しなければならない。増値税発票は同等の法的効力を有する紙ベースの発票と電子発票を含む。

国家は電子発票の宣伝・普及に取り組んでいる。」

「意見募集稿」が公布された 3 年間において、中国における電子発票の試験導入が速やかに推進されている。特に、フルデジタル化電子発票の導入に伴い、税務当局は、発票の発行・交付・記帳・控除・整理保管を含む発票の全ライフサイクルに渡って、発票を管理できるようになった。また、フルデジタル化電子発票は、租税徴収管理のデジタルアップグレードとスマート化に大きな影響を与えている。これを受け、「草案」は、電子発票に関する規定を追加し、電子発票が紙ベースの発票と同等の法的効力を有することを明確化することで、電子発票の発行・使用を上位法に取り入れた。これは、電子発票の全国への普及・実施に寄与することが期待される。

情報共有メカニズムの整備

「草案」では、以下の通り規定されている。

「第 33 条 関連する行政機関は法律、行政法規と各自の職責に従い、税務当局の増値税徴収管理活動に協力すべきである。税務当局は工業・情報化、公安、税関、市場監督管理、人民銀行、金融監督管理機関と協力し、増値税情報共有メカニズムと業務連携体制を構築すべきである。」

「草案」と「意見募集稿」に、税関総署・国家税務総局・国家外貨管理局から公布された「情報共有と連携監督管理を展開するための協カメカニズムに関する枠組協定」と「情報共有と連携監督管理の推進に関する覚書」などの関連書類における規定が取り入れられている。その上、「草案」では、工業・情報化、公安、金融監督管理などの機関も連携監督管理体制に加えることが定められた。税務機関のほか、増値税情報共有メカニズム及び業務連携体制に参加する機関が「意見募集稿」の4つから「草案」の6つに増え、これにより、立体的な増値税徴収管理体制の構築へのより強力な法的根拠が提供される。

結論

総じていえば、「草案」は従来税制からの一貫した移行となり、「意見募集稿」及び現行法規と比べて実質的な修正は少ない。そのため、増値税法の施行後も、現行政策は租税体制と税負担のバランスが取れるようにほとんど修正されないと考えられる。具体的な内容について、「草案」は上位法の概要的な説明に留まっているが、具体的な規定の実施については、今後の実施細則及びガイドラインの公布を通じて更なる明確化が待たれる。また、「草案」では、貸付金利に係る仕入税額控除の制限条件の取り消しといった、注目を集める調整も見受けられた。従って、納税者は増値税の立法化及び実務の動向に留意の上、新増値税法によってもたらされる潜在的な影響を分析し、施行後における税務リスク管理とコンプライアンス確保に努めることが推奨される。

Tax Analysis is published for the clients and professionals of the Hong Kong and Chinese Mainland offices of Deloitte China. The contents are of a general nature only. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information, please contact:

**Deloitte China Tax and Business Advisory
Managing Partner**

Victor Li
Partner
Tel: +86 755 3353 8113
Fax: +86 755 8246 3222
Email: vicli@deloitte.com.cn

Northern China

Xiaoli Huang
Partner
Tel: +86 10 8520 7707
Fax: +86 10 6508 8781
Email: xiaolihuang@deloitte.com.cn

Eastern China

Maria Liang
Partner
Tel: +86 21 6141 1059
Fax: +86 21 6335 0003
Email: mliang@deloitte.com.cn

Southern China

Jennifer Zhang
Partner
Tel: +86 20 2885 8608
Fax: +86 20 3888 0115
Email: jenzhang@deloitte.com.cn

Western China

Frank Tang
Partner
Tel: +86 23 8823 1208
Fax: +86 23 8857 0978
Email: ftang@deloitte.com.cn

About the Deloitte China National Tax Technical Centre

The Deloitte China National Tax Technical Centre ("NTC") was established in 2006 to continuously improve the quality of Deloitte China's tax services, to better serve the clients, and to help Deloitte China's tax team excel. The Deloitte China NTC prepares and publishes "Tax Analysis", etc. These publications include introduction and commentaries on newly issued tax legislations, regulations and circulars from technical perspectives. The Deloitte China NTC also conducts research studies and analysis and provides professional opinions on ambiguous and complex issues. For more information, please contact:

National Tax Technical Centre

Email: ntc@deloitte.com.cn

Managing Partner/Northern China

Julie Zhang
Partner
Tel: +86 10 8520 7511
Fax: +86 10 6508 8781
Email: juliezhang@deloitte.com.cn

Eastern China

Kevin Zhu
Partner
Tel: +86 21 6141 1262
Fax: +86 21 6335 0003
Email: kzhu@deloitte.com.cn

Western China

Tony Zhang
Partner
Tel: +86 28 6789 8008
Fax: +86 28 6317 3500
Email: tonzhang@deloitte.com.cn

Southern China (Mainland)

German Cheung
Director
Tel: +86 20 2831 1369
Fax: +86 20 3888 0115
E-mail: gercheung@deloitte.com.cn

Southern China (Hong Kong)

Doris Chik
Director
Tel: +852 2852 6608
Fax: +852 2543 4647
E-mail: dchik@deloitte.com.hk

JSG Tax team

華北地区

北京
浦野 卓矢
Partner
Tel: +86 10 8512 5524
Email: turano@deloitte.com.cn

華東地区

上海
板谷 圭一
Partner
Tel: +86 21 6141 1368
Email: kitaya@deloitte.com.cn

華東地区

上海
中野 隆正
Senior Manager
Tel: +86 21 3313 8800
Email: tnakano@deloitte.com.cn

華南地区

廣州
左 迪
Partner
Tel: +86 20 2831 1309
Email: ezuo@deloitte.com.cn

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify Deloitte CN, Marketing by email at cimchina@deloitte.com.hk.

About Deloitte

Deloitte China provides integrated professional services, with our long-term commitment to be a leading contributor to China's reform, opening-up and economic development. We are a globally connected and deeply locally-rooted firm, owned by its partners in China. With over 20,000 professionals across 30 Chinese cities, we provide our clients with a one-stop shop offering world-leading audit & assurance, consulting, financial advisory, risk advisory, business advisory and tax services.

We serve with integrity, uphold quality and strive to innovate. With our professional excellence, insight across industries, and intelligent technology solutions, we help clients and partners from many sectors seize opportunities, tackle challenges and attain world-class, high-quality development goals.

The Deloitte brand originated in 1845, and its name in Chinese (德勤) denotes integrity, diligence and excellence. Deloitte's professional network of member firms now spans more than 150 countries and territories. Through our mission to make an impact that matters, we help reinforce public trust in capital markets, enable clients to transform and thrive, empower talents to be future-ready, and lead the way toward a stronger economy, a more equitable society and a sustainable world.

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited ("DTTL"), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the "Deloitte organization"). DTTL (also referred to as "Deloitte Global") and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region.

Please see www.deloitte.com/about to learn more.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited ("DTTL"), its global network of member firms or their related entities (collectively, the "Deloitte organization") is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.

© 2023. For information, contact Deloitte China.